

<研究ノート>

会社の社会的責任について

青木英夫

はじめに——問題の提起

8月12日の日航ジャンボ機墜落事件、オーストリア産ワインなどの毒物混入に関するマンズワイン会社のバルクワインの摩り替え事件、三光汽船の倒産、それに豊田商事の悪徳商法、アイデンの偽装増資と今夏は、世間を賑わす事件に事欠かなかった。これらを通していえることは、会社経営者の社会的責任に対する自覚の欠如である。それは、大企業、中小企業を問わずいえることであって、経営者の意識がこのような状態であるならば、今後も、社会全般に重大な影響を与える事件が続出するであろう。

会社の社会的責任については、既に昭和49年の商法改正の衆参両院の付帯決議をモメントとして、昭和50年6月の法務省民事局参事官室の「会社法改正に関する問題点」が第1にとりあげている。そして、その後、この提案にもとづいて昭和56年の会社法改正がなされたのであるが、その結果が、上述のような社会を搖るがすような事件の発生である。とするならば、会社の社会的責任に関する昭和56年改正が妥当であったか否かが改めて検討されなければならないであろう。

周知のように、前述の昭和50年の問題点は、会社の社会的責任の法制化を二つの方向において問うている。第1の方向は一般規定制定であり、第2の方向は個別制度の改善である。この問題提起について、数名の有力な商法学者が第1の方向を支持し¹⁾、またはそれに好意的な態度を示したにもかかわらず

1) 田中誠二「株式会社の社会的責任についての商法上の立法論的考察」亜細亜法学9巻2号11頁、松田二郎「会社の社会的責任について——商法改正の問題として」商事法務713号22頁以下。

す²⁾、法制審商法部会の部会長およびその有力メンバーが反対し³⁾、財界も、会社の社会的責任の法制化に消極的であったために⁴⁾、第1の方向はとらず、第2の方向が不十分な形で昭和56年改正法となって実現したにすぎない。すなわち、問題点では、個別の改善策として、①株主提案権、②社外重役制の導入、③営業報告書の記載事項の法定をあげていたが、このうち、①および③が56年改正においてとり入れられている。いかに、この改正が不十分であるか、次にこれを検討しよう。

(1) 株主提案権 56年の改正によって、商法232条ノ2が追加され、株主提案権が定められた。同条によれば、提案事項は総会決議事項に限られ、また、議案の内容は法令定款に違反することはできない。この範囲内において、会社の社会的責任遂行の提案もできることとなる。例えば、総会の有する利益処分権（商283条1項）によって、一定の公益目的のために処分可能利益を使用することの提案である。これに対して、会社の一定の営業活動を禁止する提案または一定の行為を要求する提案は、定款に特別の定めがない限り不可能である。「総会は会社の社会的責任に関し決議できる」旨の定款規定を定めることは、まず、現状では考えられない⁵⁾。提案権を通しての会社の社会的責任の実

-
- 2) 西原寛一「今後の商法改正の諸問題について」第29回全国株懇連合会定時会員総会報告書116頁。
 - 3) 大隅健一郎=鈴木竹雄「私の会社法改正意見」商事法務713号8頁以下における鈴木発言、竹内昭夫「企業の社会的責任に関する商法の一般規定の是非」商事法務722号34頁以下。
 - 4) 東京商工会議所「『会社法改正に関する問題点』に対する意見」商事法務718号14頁、商事法務研究会=経営法友会「会社法改正に関する意見」商事法務718号17頁。前者は、第1の方向に明確に反対し、第2の方向についても「株主、会社債権者の利益の保護を重点とすべきである。そして、それによる間接的効果についても、企業が社会公共の利益に反するようなことを抑制するのに役立つことを期待するにとどめるべきである」と述べ、積極的ではない。後者も、社会的責任の内容が不明確であるから、一般規定は実効性を欠き、法的安全性を害するおそれがあることを理由に、第1の方向に反対し、第2の方向にも慎重であるべきであるという。
 - 5) 阪神電鉄事件では、市民運動グループが、定款に「株主総会は重要な業務執行について決議できる」旨の規定を置くことを提案しているが、定款の定めによって、株主総会の権限を業務執行一般に拡大できるとする考え方は、むしろ少数説である（拙稿「コンソーシアム法からみた中小会社区分立法における機関に関する問題」法律時報56巻11号36頁参照）。この意味で、河合伸一「株主提案権を行使されて——阪神電鉄株主

会社の社会的責任について

現は、現行法においては悲観的とならざるをえない⁶⁾。

(2) 営業報告書の記載事項の法定 50年の問題点では、会社の社会的責任に関する営業報告書の記載事項として「従業員の人数、給与総額等に関する事項」、「公害の防止、消費者の保護その他社会との関係において生じた問題及びそれに対し講じた措置に関する事項」および「重要な寄附に関する事項」があげられていた。このうち、56年改正法による改正計算書類規則で実現したと一見考えられるのは、「従業員の状況」および「会社が対処すべき課題」の記載である(45条1項1号・5号)。そこにいう「従業員の状況」として記載すべき事項には、企業が従業員の福利厚生にどのように配慮しているかを明確にする事項も当然に入ると解すべきであるが⁷⁾、起草関係者の「従業員の状況は、会社の構成要素としての人的施設の状況に関する記載である」との解説からは、このような解釈はでてこないであろう⁸⁾。また「会社が対処すべき課題」として起草関係者が具体的に考えているのは、構造不況・貿易摩擦など業界自体の課題と過剰人員・技術革新の立遅れなど会社自体の課題である⁹⁾。したがつ

総会からの報告」別冊商事法務80号71頁が、この「提案は、会社としてとうてい呑めるものではない。本件の会社だけではなく、少なくとも市民運動・単位株運動の対象となる程度の大会社にとって、提案のような定款規定を設けることは適正な業務執行を著しく阻害するものであり、企業経営に責任を持つ経営者あるいは大株主でこれに賛成する者があろうとは思われない」と述べるのは、この提案が、当然に提案権の範囲内にあることを認めるものであって、妥当ではない。市民グループの定款変更の提案の目的は、場外馬券売場増設反対の決議を総会で成立させることにあったのであるから、それはまさに会社の社会的責任に関する事項である。本文に述べるような定款変更の提案をすべきであった。そうすれば、提案が否決されたにせよ、否決理由は説得力を欠くものとなっていたであろう。

6) 株主提案権の行使事例は、58年6月総会から60年6月総会まで7件が明らかとなっている。上述の市民グループのものを除き、4件は株主の現執行部批判であり、残りの2件は、元従業員の会社攻撃およびプロ株主によるものである(別冊商事法務80号96頁以下参照)。

7) 例えば、従業員の健康・安全衛生関係に支出した額も記載すべきである(「商法改正に関する各界意見の分析」別冊商事法務51号39頁の早大意見参照)。

8) 稲葉参事官の考えているのは、「従業員数を男女別で記載する」ことであり、「そのほか、平均年齢、平均勤続年数、平均給与、年齢構成、管理部門・現業生産部門の別、労働組合との関係等の記載」である(稲葉威雄「改正商法関係法務省令の解説」別冊商事法務59号30頁)。

9) 前掲別冊商事法務59号32頁。

て、この記載が会社の社会的責任の履行に関するものであることが等閑されているのが現状である¹⁰⁾。営業報告書の記載事項の法定による会社の社会的責任の実現という目的は、見失われているのである。

昭和56年改正後の、このような法状態を前提として、会社の社会的責任を改めて我々に考えさせる、前述の事件が続出したのである。個別的改善策が十分でないならば、一方においては、それを実効あるものとする改正がなされるべきであるが¹¹⁾、他方においては、もう一度、一般規定制定の方向が考えられてよい。しかるに、最近発表された「大小（公開・非公開）会社区分立法および

10) 計算書類規則45条1項1号をめぐる実務家を含む座談会において、「従業員の状況」については、無視されているのが象徴的である（「法務省令の実務的検討と事例分析」別冊商事法務63号51頁）。また5号の課題についても、構造不況などおよそ会社の社会的責任と無関係なことが話されている（別冊商事法務63号57頁）。

11) 社外重役制の導入も再検討されてよい。国民生活に広く影響を与える商品を生産している企業、例えば、製薬・食品会社に消費者代表を入れ、また、地域独占的企业、例えば、電力・ガス・運送会社や特定地域の住民の生活と密接に関係している企業、例えば、鉱業・製鉄・セメント業などを営む会社に地域代表を入れることは考えてよいであろう。もしこれが実現すれば、公害の防止もそれだけ可能となり、不幸にして公害が生じた場合には、被害者の救済が迅速・適切に行われることになろう。具体的にどのようにこれを法制化するか問題であるが、私案を述べれば次の方法を考えられる。

(1) 社外重役制の導入を目的とする特別法を制定する。

(2) この特別法において、次のことを定める。

(i) 社外重役制を導入すべき産業の特定

(ii) 消費者代表・地域代表を株主総会に推薦する方法　　例えば、消費者代表については、各種の消費者団体、地域代表については、関係地方公共団体に推薦権を与える。

(iii) 株主総会が選任権を有すること　　総会は、被推薦候補者に対して拒否すべき重大な理由を有するときは、この者の選任を拒否し、改めて新しい候補者の推薦を求めることができる旨を明定する。

社外重役制の導入については、それは従来の株式会社法の枠を超えた問題である、という批判（大隅＝鈴木・前掲8頁における大隅発言）があるが、社外重役制の導入も、これを株主総会の取締役選任権の範囲内において構成するならば、なんら株式会社法の枠を超えるものではない。

なお、西ドイツ法では、一定の企業にあっては、労働者代表の監査役員・取締役員が選任されることになっている（株式法76条2項3文・96条1項）。西ドイツの制度については、このような企業の経営組織内における労使協調路線は、労使の団交による労働条件の決定という労使間の基本ルールを否定するものであるとの批判がなされている（see Detlew F. Vagts, "Reforming the Modern Corporation: Prospective from

会社の社会的責任について

合併に関する問題点」(昭和59年5月9日法務省民事局参事官室)においては、個別的改善策推進の方向は示されていない。のみならず、法制審商法部会長みずからが、最近、「会社の社会的責任について的一般規定は、つぎの改正では結局何も書かれないで終わることになる」と述べている¹²⁾。しかし、会社法改正による会社の社会的責任の実現は、なさなければならないことである。マンズワイン事件において、親会社を含めて経営陣の退陣があったのは、企業の社会的責任を自覚するゆえであろう。法制上、会社の社会的責任を明確にすることは、時代の要請である。そこで、一般規定制定の可否を改めて論じてみようというのが本稿の目的である。以下、一般規定制定に対する反対意見、かつて一般規定を定めていた西ドイツ法における学説、西ドイツ法の学説を参考にしての反対意見の検討という順序で述べることとする。

1 一般規定制定に対する反対意見

1) 緒論 一般規定制定に対する反対意見のなかで、最もまとまり、影響を与えたものとして、竹内昭夫教授の「企業の社会的責任に関する商法の一般規定のは是非」¹³⁾がある。鈴木部会長の前述の発言も竹内論文を前提とするものである。そこで、一般規定制定反対意見を主として竹内論文によって整理し、コメントすることとする。反対理由は、次の3点に絞られる。①会社の社会的責任の内容が不明確であること、②一般規定には実効性がないこと、③経営者の裁量権の拡大という結果を生ずること、である。

2) 反対意見の概要 (1) 会社の社会的責任の内容が不明確であること 社会および責任の内容が不明確である¹⁴⁾、というのである。

まず、「社会」として考えられるのは、「株主・債権者・従業員・下請企業・消費者・地域住民・国民」などであるが、これらは、相互に対立する利害を有するグループであるから、これら全体に通ずる利益は、人類一般の利益というよ

the Germania”, (1966), 80 Harvard Law Review pp. 76~78; Tom Hadden, Company Law and Capitalism, '72, p. 433)。

12) 鈴木竹雄「会社の社会的責任について」商事法務 1050 号38頁。

13) 商事法務 722 号33頁以下。

14) 竹内・前掲35頁～38頁。

うな抽象的・一般的利益とならざるをえない。このような利益に対して負う責任の内容は、極めて抽象的とならざるをえず、誰に対する責任か明確でなくなる、というのである。さらに、ここにいう責任とは、何をする責任あるいは何をしない責任が明らかでなく、また、それは誰の責任かもはっきりしない¹⁵⁾、というのである。

(iv) 一般規定に実効性がないこと 「株式会社は社会的責任を負う」¹⁶⁾という規定を設けてもその意味内容が曖昧不明確であって理論的に全く固まっているわけではなく、それが活用されるようなことはまずありえず、実効性はないと考えられるし、逆に、法律的なつめもしないで設けた一般規定に実効性を發揮させようとなれば、それは法的に極めて不安定な状況をもたらす¹⁷⁾、というのである。

また、会社の社会的責任が、「会社が公共の利益に反することをしてはならない」というのであれば、すでに民法1条がある。取締役の行動基準として、会社の社会的責任に関する規定をおくとしても、それは、結局、民法1条の規定の趣旨を会社に即してやや具体的な形で表現するという程度を出ないのであるから、そういう規定を置くことにどれほどの意味があるか、いささか疑問である、という意見¹⁸⁾もある。

(v) 経営者の裁量権の拡大という結果を生ずること 会社の社会的責任の

15) 座談会「企業の社会的責任の論点」商事法務705号7頁における清水発言参照。

16) 松田二郎・前掲31頁は、株式会社法の総則に規定さるべき一般的規定として、「株式会社は社会的責任を負う」旨の規定を提案する。

17) 竹内・前掲38頁～41頁。なお、商事法務=経営法友会・前掲17頁参照。松田・前掲23頁は、この点について「民法第1条が、決して単なるスローガンでもなく、またその表現の広さにも拘らず濫用されずにその機能を果たして来たことは、法律家たる者の知るところといっても、敢て過言ではないであろう」と述べる。これを批判して、竹内・前掲40頁・41頁は、信義則や権利濫用禁止の原則は確かに相当利用されているが、それは、民法1条にこの原則が定められたからではなく、戦前から判例・学説によってこの原則が認められていたからである、という。しかし、判例法が成文法化されることによって、そこに含まれる法原則の演繹的適用が容易になることは否定できない。

18) 大隅＝鈴木・前掲6頁・7頁における大隅発言；座談会・前掲7頁・8頁における河本発言；東京商工会議所・前掲14頁。この点について、松田・前掲25頁は、「商法が民法と異なる体系を有し、ことに会社法は民法より離れて纏った一体を形成していることに思を致せば、会社についての社会性・公共性の考察は、民法第1条とはおのず

会社の社会的責任について

内容が具体的に定められていない以上、なにが社会的責任に適合する会社行為かの判断は取締役に委ねることになる。その結果は、取締役の裁量権を拡大し、取締役の独裁に到る¹⁹⁾、というのである。なお、この点については、会社の社会的責任行為の決定を委ねられた取締役は、その決定によって世論の攻撃を一身に引き受けたという火中の栗をあえて拾うような危険を冒すことは欲せず、行政指導を仰ぐことになるのではないか、という逆の意見²⁰⁾もある。

3) 西ドイツ法の検討の必要性 以上の反対論を検討して、一般規定制定の要否について結論を出す前に、この問題が西ドイツにおいてどのように考えられているかを知る必要があろう。なぜならば、西ドイツにおいては、1937年株式法に定められていた「取締役は自己の責任において企業及び従業員の福祉並びに国民及び国家の共同の利益の要求するところに従い、会社を指揮することを要する」(70条1項)との規定が、65年株式法には継承されず、同法は、単に、「取締役は、その責任において、会社を指揮することを要する」(76条1項)と定めるのみであるからである。この1965年株式法76条1項についての解釈が、一般規定制定の要否の問題解決に示唆を与えてくれるであろう。

2 西ドイツにおける問題の所在

1) 委員会報告書 65年法を審議したドイツ連邦議会法律委員会の報告書によれば²¹⁾、一般規定を採用しないのは次の理由による²²⁾。

から異なるところがある」と述べる。竹内・前掲42頁は、会社法においても、民法1条の一般条項の支配を認めるべきは当然である、という。しかし、後述のように西ドイツにおいてと異なり、わが国では、取締役の一般義務の説明に関し、公共の利益の尊重を述べる学者はほとんどいない。したがって、これに違反する場合における会社・第三者に対する取締役の責任が取り扱われることもない。この点から考えても、民法1条を会社法的に具体化した一般規定が必要であることがわかる。なお、これについての後述する。

19) 竹内・前掲42頁～44頁。なお、東京商工会議所・前掲14頁参照。

20) 菅原菊志「企業の社会的責任と経営者(下)」商事法務712号25頁。

21) 慶大商法研究会(訳)・西独株式法 105頁～106頁。

22) 委員会において「会社は、従業員、株主および公共の福祉を考慮して企業経営を

(イ) 会社が公共の利益に従わなければならぬことは当然であつて、これは、会社の裁判上の解散事由として、公共の福祉の侵害があげられていること（株式法396条）からも明らかである。

(ロ) 従業員の福祉を会社が顧慮しなければならぬことは、社会的法治国家においては当然であり、このことは従業員の福祉の実現のために制定されている多数の特別法からも結論づけられる。

(ハ) 一般規定は、法的な実質を有せず、独立の意味を有しない。のみならず、一般規定を定め、そこに保護すべき利益を列挙することによって、これら利益間に優劣があると解される危険がある²³⁾。

2) Godin-Wilhelmi の見解 委員会報告書のあげる(イ)乃至(ハ)の理由を引用するとともに、「取締役は、①企業の存続・発展への、現在および将来の株主の利益、②従業員の福祉、③企業がその構成要素となっている全体経済の利益、を誠実に考慮して会社を指揮しなくてはならない。……例えば、年度決算書の作成、すなわち、準備金と配当可能利益の分配、配当案の作成において、取締役は、上の基準に従って行動しなければならない²⁴⁾」と述べる。さらに、従業員の利益保護のための特別法によってカバーされない分野においても²⁵⁾、

なすべきである」という規定を新法に入れることができた。その理由は、この規定がなければ、取締役はもはや従来のように公共の福祉や従業員の福祉を考慮する必要がない、と裁判所が判断するおそれがあるというにあつた (Godin-Wilhelmi, Aktiengesetz, 3. Aufl., 1967, §76 Anm. 5)。しかし、委員会の多数派は、この提案に反対であった。社会的法治国（基本法20条・28条）においては、資本、労働および公益という3要素への考慮は自明の義務である (Ausschb. Kropff § 76 S. 97/98) というのが、その理由であった。その結果、76条1項を捕捉する提案は、議会で拒否された (BT-DruCksache 184. Sitzung vom 19.5.1965, 4. WP, S. 9218)。

23) Godin-Wilhelmi, § 76 Anm. 6 は、この点について次のように述べる。保護されるべき利益はすべて等価である。したがって、取締役は株主に対してのみ忠実であるべきである、と判示した連邦通常裁判所の判例(BGH 15, 78)は拒否されるべきである。同様に、利潤極大への株主の利益と同視される会社利益の要請に、取締役は第1に従わなければならない、とする Loo の見解 (Die Aktiengesellschaft 1957, §156 f.) も拒否されるべきである。それどころか、すべての利益——会社、株主、従業員および公共の利益——は同様に考慮されなければならない。

24) Ibid., § 76 Anm. 5.

25) 「従業員の利益は、既に広範囲に亘って保護されている。従業員は、経営協議会を

会社の社会的責任について

全従業員の福祉のために、「取締役は、任意の社会的費用の額を決定しなければならない²⁶⁾」という。

3) Günter Henn の見解 委員会報告書のあげる(イ)の理由を、Godin-Wilhelmi の見解を引用しつつ紹介し、「共同決定法の制定以来、労働者の利益への広汎な考慮が保証されている²⁷⁾」とする。そして、「取締役は、企業全体に、したがって、37年法と異なり公共の福祉にではなく、株主および従業員に、憲法の社会的拘束の枠内において、責任を負っている²⁸⁾」という。「公共の福祉」が除外されている点が注目されるが、「憲法の社会的拘束の枠内」という表現の中に「公共の福祉」も入っていると考えられる。

4) Wolfgang Hefermehlの見解 Hefermehl は、旧規定を継受しないことについての委員会報告書の説明の(イ)および(イ)を紹介しながら、企業指揮の基準となるべき「公共の福祉条項」(Gemeinwohklausel)²⁹⁾について次のように述べる³⁰⁾。

公共の福祉条項は自明のことであるが、これを規定することによって、考慮すべき利益に序列が生ずる危険がある。考慮すべき利益の評価は、具体的な場合において取締役の裁量に委ねられるべきである。

政府草案理由書は、旧法に重大な変更を加える意図はなかったというのだから、取締役は、株式企業の指揮において、現在・将来の株主および債権者の利益を考慮しなければならないのみならず、従業員および公共の利益を考慮しな

通して共同決定権を有する（経営組織法56条以下・60条以下・67条以下）。労働取締役が選任され（共同決定法12条、共同決定補充法13条）、監査役の三分の一は——同族経営または所謂の傾向経営を除いて——、従業員でなければならない。さらに、解約告知法、母性保護法、幼年労働の禁止、重被害者法などがあげられる。これらの法規で尽せないことは明らかである」(Ibid., § 76 Anm. 7)。

26) Ibid., § 76 Anm. 7.

27) Günter Henn, Handbuch des AG, 1978, Fn. 66 zu S. 191.

28) Ibid., S. 191.

29) 公共の福祉条項とは、37年法70条1項や「取締役は、その責任において企業、その従業員および株主並びに公共の福祉が要求するように会社を指揮するを要する」と定める58年の報告者草案71条1項の定めをいう。

30) Geßler/Hefermehl/Eckardt/Kropff, Aktiengesetz, Band II, 1974, § 76 Anm. 19 und 20.

獨協法學

ければならない。ただ、この義務を株式会社の取締役のみに限定するのは適当でない。なぜならば、公共の福祉に従って企業経営をすべきであるということは、すべての企業にあてはまることだからである。株式会社のみならず、企業を経営する、すべての権利主体において、この義務が認められるのである。したがって、このような公共の福祉条項は企業基本法 *Unternehmensverfassungsrecht*)に入れられるのが適当である。のみならず、公共の福祉という概念は業務執行において明確な規準となりえない(1972年の経営組織法は、1952年法にあった、使用者と経営参加委員との協力について予定されている、公共の福祉条項を、その表現の不明瞭および蛇足のゆえに継受しなかった)。

次に、Hefermehl は、社会的拘束 (*Sozialbindung*) について述べる³¹⁾。

公共の福祉条項を継受しなかったことは、株式会社は企業の所有者として営利目的の追求にあって、社会的拘束に服しないということを意味しない。会社そのものは、出資者の利益一元的な結合であって、会社法の観点からは株主の利益のみが問題となる。これに対して、会社が営む企業は利益多元的な組織であり、これには出資者の利益のほかに企業で活動する者、すなわち機関員・従業員の利益、さらに企業の目的・規模に応じて公共の利益も関係する。社会的催事である企業経営にあっては、これらの利益の遵守が要求される。その法的根拠は、株式に化体された会社法的所有権の公共性(基本法14条2項)³²⁾にある。したがって、所有権者と同様に、株主全員を人格化した株式会社は、その営利目的の追求によって労働者および公共の利益を害さないように、その権利を行使すべき義務を負う。ということは、その責任において企業を指揮する取締役の権限にも社会的拘束があるということである。

以上の Hefermehl の主張について注目されるべき点として2点ある。第1点は、企業経営に関する社会的拘束は、所有権の公共性から生ずるということ、第2点は、会社の企業経営の拘束は、取締役の権限についての拘束でもあるということである。この第2点から、社会的拘束義務の違反、つまり社会的

31) Ibid., § 76 Anm. 21.

32) 日本国憲法29条2項に該当する。

会社の社会的責任について

責任の違反が、取締役員の会社に対する損害賠償責任として構成されうるという結論がでてくる³³⁾。Hefermehl は続ける³⁴⁾。

自由経済秩序を基礎とする社会にあっては、国家は、特別法がない限り、この社会的責任の履行を株式会社に直接強制することはできない³⁵⁾。社会的責任は、取締役の権限を通して履行される。この結果、取締役には、一方において国家の干渉を受けずに自由に企業家の決定をなしうること、他方において企業を、その利益多元的構造を考慮して指揮しうることが保証される。この権限行使に伴う責任は会社に対する責任である。取締役は、株主の利益のほかに従業員および公共の利益を考慮し、利益衝突のときには、その責任において適当な決定を下すという権限を会社に対して有する。取締役の決定によって株主の利益配当請求権が害されても、その決定が正規の・誠実な業務指揮者の注意義務を払ってなされている限り、取締役員の会社に対する賠償義務（株式法93条）は生じない。社会的責任の履行は取締役の固有の責任分野にある。そうでなければ、取締役は、自治的目的を有する企業の指揮機関ではなくなり、公益の執行がその基本的職務である機関になってしまふであろう。

さらに、Hefermehl は、従業員の利益尊重の要請の効果について述べる³⁶⁾。

取締役が、営利目的の追求に際して、労働者の要求を適当に考慮することは、社会的責任に属する。労働条件に注意し、労働環境を改善し、かつ業務執行において、労働者の状態が正当の事由もなく侵害されないように配慮することは、取締役の義務である。労働条件の改善によって貸借対照表上の利益が減少しても、取締役員に正規の・誠実な業務指揮者の注意義務違反がなければ、

33) Vgl. Hefermehl, § 76 Anm. 22 bis 24. 例外は、株式法117条（317条）によって、株主または外部の第三者が損害賠償に義務づけられる場合である。これらの者と連帶して、有責的義務違反を犯した取締役員は、会社に対してのみならず、株式法 117 条 1 項 2 文・2 項（または 317 条 1 項 2 文・318 条 1 項）によって、直接損害を受けた株主に対して直接に責任を負う。

34) Hefermehl, § 76 Anm. 25.

35) ただ、会社が、その管理機関員の違法行為によって公共の福祉を害し、監査役・株主総会がその者を解任しないときには、株式法 396 条によって、会社が住所を有する州の最高管轄州庁の申立に基づいて、地方裁判所は会社を解散できる。

36) Hefermehl, § 76 Anm. 26

会社に対する賠償責任は生じない（株式法93条1項）。会社にこのような社会的費用負担の能力がある限り、取締役は、①労働条件改善のために支出するか、②配当可能利益を増大させるか、③投資するかまたは準備金を積み立てるか、などをその責任において決定しなければならない。取締役員に義務違反があるときは、監査役は重大な義務違反として取締役員を解任できる（株式法84条3項）。

最後に、Hefemehl は、公共の利益の尊重の効果についても述べる³⁷⁾。

株式会社の経営する企業も全体経済の一構成要素であるから、取締役は、その責任による企業指揮において、株主・従業員・債権者・取引の相手方の、多様な、しばしば矛盾する利益の評価を公共の利益を考慮してなすことができる。それによって会社財産に損害が生じても賠償責任は問われない。社会的責任の履行は、会社の名声を高め、会社に社会的信用を与えるであろう。しかし、他人の財産を管理する・正規の・誠実な業務指揮者として、負担する社会的費用を会社の状況にふさわしい範囲内に押さえるように配慮しなければならない。取締役の判断によれば、国の価格勧告が企業の収益性に合目的的でないときには、これを拒否することもできる³⁸⁾。ただ、勧告があらゆる状況、殊に全体利益から判断して正当であると考えられるときには、取締役はこれに従つてよい。このような判断は取締役の固有の責任分野に存するのであるから、取締役員が正規の・誠実な業務指揮者の注意を払った以上は、取締役員にはいかなる賠償責任も生じないのである。

Hefemehl の論述で特に注意すべきことは、会社の社会的責任は、取締役の権限によって履行されるものであって、その不履行は、取締役員の会社に対する損害賠償責任を生ぜしめるということである。

5) Meyer-Landrut の見解 Meyer-Landrut も、委員会報告書の旧法不継受の理由(イ)および(ア)を紹介しつつ³⁹⁾、企業指揮と公共の福祉(Gemeinwohl)と

37) Ibid., § 76 Anm. 27.

38) 例えば、フォルクス・ワーゲンの取締役は、1962年の春に、連邦経済相の要求に逆って価格を上げた。

39) Meyer-Landrut in Großkomm. AktG § 76 Einleitung.

会社の社会的責任について

について、次のように述べる⁴⁰⁾。

企業指揮が公共の福祉に従わなければならないということは、社会的法治国家（基本法20条・26条参照）においては、権利主体はすべて公共の福祉に従わなければならないというという憲法的要請から生ずる。しかし、公共の福祉の概念的定義は困難であり、また、公共の福祉の枠内における、出資者と従業員との利益調和を具体的に説明することはほとんど不可能である。所有権の公共性、つまり株式会社の会社財産についての取締役の処分権の公共性によっても説明することはできない。結局、いえることは、第1に、公共の利益の現われである法律に従って企業指揮が行われなければならないことである。これに違反するときは、裁判上の解散事由（株式法396条）となる。第2に、大企業の指揮にあっては、国民経済が一般に要求する利益——例えば、空気・水の浄化、科学の推進、景気政策的要請への配慮など——を当然に考慮することは義務であるとともに、株主に対する権利であるということである。この範囲において、公共の利益（の考慮）は、株主・従業員・企業の利益（の考慮）に優先する。

Meyer-Landrut の所説で注目されることは、大企業においては、国民経済的利益に従うことが公共の福祉に従うことであるという点である。

次に、Meyer-Landrut は、企業の福祉（Wohl des Unternehmens）について述べる⁴¹⁾。

適正な価格での商品・サービスの供給への公共の利益も、利潤極大化への株主の利益も、また、最高の報酬と同時に労働の場の確保への従業員の利益も、企業が利益をあげていなければ保証されない。その意味では、企業の利益と公共・資本・労働の利益とは長期的には調和する。しかし、例えば、設備投資と株主の利益、合理化と従業員の利益など、企業利益と資本・労働の利益との間において衝突が生ずる。この衝突は取締役がその責任において解決しなければならない。取締役員は、注意深い・誠実な業務指揮者として行動するならば、

40) Ibid., § 76 Anm. 9.

41) Ibid., § 76 Anm. 10.

獨協法學

その責任を問われることはない。

さらに, Meyer-Landrut は, 企業の福祉と株主の利益⁴²⁾, 企業の福祉と従業員の利益⁴³⁾について述べる。

(イ) 株主の利益について 株主の出資は, その有限責任と引き換えに, 第三者的業務執行機関である取締役によって管理される。保護されるのは, 極大利潤への株主の利益ではなく, 企業利益と結合した株主の利益である。逆に, 株主の利益を合理的に考慮する営業政策は企業の福祉にも仕える。例えば, 増資を可能にするのは, このような営業政策である。企業の存続・発展によって保護される株主の利益は, 株主は新株引受権を有するから(株式法186条), 法的には現在の株主の利益であるのが原則である。65年法は正当な, 保護るべき株主の利益を十分に考慮している。

(ロ) 従業員の利益について 企業の福祉と従業員の福祉とは, 相互に対立するものではなく, 補完するものである。企業経営における労働争議や社会的不和は, 企業に, 従って株主にも損害を与える。社会的平和の維持・促進は, 責任ある業務指揮のための不可欠の要件である。現在, 多数の特別法は労働者の利益を企業に反映させることをも要請している。のみならず, 企業の福祉は相当な額の任意の社会的費用の支出を要請する。したがって, 企業に負担能力がある限り, 取締役はその義務的裁量によって任意の社会的費用の支出を決すべきである。取締役は, 監査役の同意を得て, 定款の定める範囲内において, 将来の社会的費用(養老年金・財産形成など)のための準備金を年度決算において積み立てることができる(株式法52条2項)。

以上, Meyer-Landrut は, 株主の合理的利益を尊重することは企業の利益に一致し, 従業員の福祉は企業の福祉に仕えることを明らかにする。そして, 取締役は, その義務的裁量によって, 従業員のための任意の社会的費用の支出を決定しなければならないことを指摘する。

6) 要約 次のように要約できるであろう。

42) Ibid., § 76 Anm. 11.

43) Ibid., § 76 Anm. 12.

会社の社会的責任について

(イ) 取締役が業務執行において社会的責任を負うことは当然であって、その根拠は、基本法14条2項の所有権の公共性からまたは社会的法治国家（基本法20条・26条参照）においては権利主体はすべて公共の福祉に従わなければならぬことからでてくる。

(ロ) 取締役は、企業経営において、株主、従業員、企業、債権者および公共の利益を考慮しなければならない。

(ハ) 株主の利益とは極大利潤への株主の利益ではなく、企業利益と調和する株主の利益（株主の合理的利益）である。

(ニ) 従業員の利益をはかることは、企業の利益にもなる。取締役は、企業に負担能力がある限り、従業員の利益のための任意の費用支出を決しなければならない。

(ホ) 公共の利益に従うことは、まず、法に従って企業経営を行うことであるが、大企業においては、特に国民経済的利益に従うことが要求される。ただ、企業の能力を越えて国家的要請に従う必要はない。

(ヘ) 会社の社会的責任は、取締役の義務を通して実現されるものである。したがって、考慮すべき諸利益間に衝突がある場合、その判断は取締役の義務的裁量に委ねられている。取締役員は、公共の利益を考慮または優先的に考慮して、正規の・誠実な業務指揮者の注意をもって決定しなければならない（株式法93条1項1文参照）。

(ト) 取締役員が、上の義務に違反した場合には、会社に対する責任が生ずる（株式法93条2項1文）。

3 反対意見の検討および具体的提案

1) 緒論 以上の西ドイツにおける諸説を参考としつつ、一般規定制定に対する反対意見を検討し、具体的提案をすることとする。

2) 反対意見の検討 (イ) 会社の社会的責任の内容が不明確であるか。

西ドイツの学説から理解されるところでは、会社の社会的責任は、株主、従業員、企業、債権者および公共の利益を、企業経営において配慮することであって、それは取締役の権限を通じて実現されるものである。公共の利益に従う

ことは、まず、法に従って企業経営を行うことであるが、大企業においては、特に国民経済的利益に、企業の能力の範囲内で従うことである。責任の内容も、責任を負担する者も明らかである。取締役は、取締役会の業務執行において、「正規の」(通常の) または「注意深い」・「誠実な職務担当者の注意を払って」、公共の利益を優先的に考慮して、諸利益の調整を行わなければならない。これに違反するときには、取締役の賠償責任が発生する(商 §§ 266 I ⑤・266 — 3 I)。

(ロ) 一般規定には実効性がないか。 以上のように、責任の内容・責任履行の基準・責任者・不履行の効果が明確であるから、一般規定に実効性がないとはいえない。また、法的不安定性を生じさせることはない。

(ハ) 経営者の裁量権は拡大するか。 責任履行の基準が明確であるから、経営者の裁量権が拡大するおそれはない。

3) 一般規定制定の必要性および制定をした場合の弊害 (イ) 緒説 これららの検討からいえることは、一般規定制定の反対理由はいずれも根拠がないことである。しかし、このことは直ちに一般規定制定を理由づけるものではない。西ドイツ法において問題となつたように、会社が社会的責任を負うことは自明のことであつて、特に一般規定を制定するまでもなく、逆に、制定することによって弊害が生ずるのではないか、を結論を出す前に考えてみる必要がある。

(ロ) 一般規定の必要性 民法1条があるから、特に会社法に特別の規定を置く必要はないという主張があるが、民法1条の会社法的な具体的な表現が可能であるならば、会社法にそれをとり入れることには、次のようなメリットがある。

第1に、わが国の商法学者の取締役の一般義務の説明において、従業員・公共の利益の遵守義務が明確に説かれるようになるであろう。西ドイツ法に関して、取締役のこのような義務が言々されるのは、1937年法に規定があったことが重要なメントとなっているのである。明文の規定を置くことによって、解釈上、絶えず取締役の社会的責任履行義務が確認され、このことは、取締役に会社の社会的責任を自覚させる上で望ましい効果を有するであろう。

会社の社会的責任について

第2に、取締役が、その社会的責任履行義務に違反した場合に、商法266条ノ3を利用することによって、従業員・消費者などが取締役の責任を追及することが可能であることが、一般的に明らかとされるであろう。例えば、消費者の利益の侵害が、取締役に任務違反があるときは、取締役の消費者に対する賠償責任を生ぜしめることが明確に一般的に意識されるようになる。このことは、取締役が、その職務執行において、よりよく会社の社会的責任を実現するよう配慮するというこれまた望ましい結果を生じさせるであろう。

(iv) 利益間に序列が生ずるか。これは立法技術の問題であって、具体的に諸利益を列挙しないことによって、この弊害を回避することができる。

4) 具体的提案 「会社は社会的責任を負う」という規定が考えられるが、社会的責任を実現すべき義務を有する者を明確にし、その行為基準を客観的なものとするために、「会社の取締役は、その職務執行に際して、会社の社会的責任の実現に努めなければならない」という規定を設けることが妥当であろう。

(昭和60年9月25日稿)